

京都大学博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラム
実施要項に関する申合せ

平成25年3月21日
京都大学博士課程教育リーディングプログラム
運営委員会決定
平成26年2月5日一部改定
平成28年1月19日一部改定
平成30年6月11日
大学院横断教育プログラム
運営委員会決定
平成31年3月29日一部改定

博士課程教育リーディングプログラム「京都大学大学院思修館」実施要項第7及び博士課程教育リーディングプログラム（複合領域型・オンリーワン型）及び卓越大学院プログラム実施要項第6に定めるプログラムに係る研究指導の認定等については、次の手順により行うものとする。

- 第1 博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラム（以下「プログラム」という。）の教育課程を履修する者（以下「履修者」という。）の指導教員は、履修者に対してプログラムの趣旨及び目的に沿った研究指導を行い、その指導記録及び所見等を記した「研究指導記録書」を年度毎に作成し、履修者の所属するプログラムへ報告する。
- 第2 当該プログラムは、「研究指導審査会」を設置し、第1の「研究指導記録書」に基づき、履修者のプログラム履修についての評価を行い、大学院横断教育プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告する。
 - 2 前項の「研究指導審査会」には、プログラム担当者並びに「京都大学大学院思修館」においては、「京都大学大学院思修館」実施要項第6第1項に定める指導教員及び第2項に定めるメンター教員を、複合領域型・オンリーワン型及び卓越大学院プログラムにおいては、複合領域型・オンリーワン型及び卓越大学院プログラム実施要項第4第1項に定める指導教員を含むものとする。
 - 3 第1項のプログラム履修についての評価は、第1の「研究指導記録書」、当該プログラムのディプロマポリシー等を踏まえて、行うものとする。
- 第3 運営委員会は、第2第1項のプログラム履修についての評価及びプログラムのディプロマポリシーを踏まえて、履修者のプログラムに係る研究指導の認定を行い、その結果を在籍研究科へ通知する。

第4 在籍研究科は、学年ごとに当該研究科の研究指導の認定を行い、その結果を運営委員会へ報告する。

2 前項の研究指導の認定方法については、当該研究科において定めることとする。

3 在籍研究科は、第3又は第4第1項において研究指導を認められなかった履修者がプログラムの履修継続を申し出た場合、意見書を添えて運営委員会へ報告するものとする。

第5 運営委員会は、第4の結果を踏まえて、プログラムに係る当該年度の最終的な研究指導の認定又はプログラムの履修継続の可否を決定する。

附 記

この申合せは、平成25年 3月21日から実施する。

附 記

この申合せは、平成26年 2月 5日から実施する。

附 記

この申合せは、平成28年 1月19日から実施する。

附 記

この申合せは、平成30年 6月11日から実施する。

付 記

この申合せは、平成31年 3月29日から実施する。